

別表（第7条関係）

講師謝礼の基準額

講 師 区 分	基 準 額
専門家（その職を専門に生活している人） 【例】 医師 弁護士 僧侶	5,900円～29,700円 14,900円～19,800円 19,800円～29,700円 5,900円～ 9,900円
準専門者（ほかに職を持ち、趣味と実益を兼ねている人） ※隣接市町とは、安城市、碧南市、岡崎市、高浜市、知立市、刈谷市、蒲郡市、幸田町をいう。	（市内の場合） 5,900円 （隣接市町の場合） 5,900円 （隣接市町以外の場合） 6,900円
小・中学校長、教頭、教諭等	5,000円
大学教授 大学准教授 大学講師	19,800円～29,700円 14,900円～19,800円 11,900円～14,900円

※上記は、1回2時間程度の講師活動における謝礼の基準額とする。

※予算上で支障をきたす恐れがある場合等は、講師の了解を得て上記基準額から減額できるものとする。

※教育委員会が別途に交通費を必要と認めた場合、上記基準額から市の旅費早見表等に基づき、交通費相当分を増額できるものとする。

※知名度があり講師としての人気が高い場合等は、一般的な相場相当額を調査した上で、上記基準額から当該相当額を増額できるものとする。

※助手又は協力者等（単なる随行者又は付き人ではなく、演奏補助者等を指す。）については、上記基準額の2分の1とする。ただし、上記基準額以外に加算して支給する交通費相当分については、この限りでない。